

令和5年第9回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和5年9月26日(火)

2 会議の場所

仙台法務局名取出張所2階 会議室1

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 荒井 龍弥

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 長澤 裕司

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

齋藤教育部長、黒川理事兼学校教育課長事務取扱、下山教育部次長兼教育総務課長、佐藤生涯学習課長、中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長、宇田教育部企画員兼教育総務課長補佐、宇津井教育総務係長

6 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 控訴の提起についてに対する意見について

(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等について

7 開会時刻

午後3時30分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より令和5年第9回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

初めに追加案件1カ件について報告いたします。本日配付しておりますお手元の議事日程、追加案件をご覧ください。

下線部のところになりますが、本日の会議日程につきまして、名取市教育委員会会議規則第10条第2項の規定に基づき、日程第4 専決事務報告(1)の次に、専決事務報告 (2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等についてを追加したいと思います。

このことについてご異議ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認といたします。

日程第1、前回会議録の承認についてですが、前回8月25日開催の第8回定例会会議録については、先日、各委員あて配布済みであります。

この内容についてご質疑等はありませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に日程第2 会議録署名委員に浅野委員並びに長澤委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

次に日程第3、教育長報告(1)、一般事務報告についてですが、まず私から2点、報告をさせていただきます。

第1点ですけれども、教育委員さんの任期について、9月末で荒井委員さんが任期満了となります。引き続き、10月1日以降も教育委員を務めていただくということについて、9月6日の議会で同意をいただいております。荒井先生には、引き続き、10月1日から教育委員をお努めいただき、また、引き続き、教育長職務代行にもお努めいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は新型コロナとインフルエンザの学級閉鎖についてです。A41枚ものの資料を出しておりますが、学級閉鎖についてです。資料1番、2番の第二中学校は夏休み前ですが、夏休みが明けてからは、ほとんど切れ目なくどこかで学級閉鎖の措置を取っているという状況です。

その中で、右側のほう、網かけで表示している三つの学級は、インフルエンザの学級閉鎖となっております。

コロナによる学級閉鎖も、3番以降になりますが、13学級で行っております。

学校は増田小、下増田小、愛島小、増田西小、那智小、増田中学校、第二中学校ということで、比較的大規模校でしかも小学校のほうが多い状況です。

なお、今日、お知らせしましたが、増田中学校で3年7組がコロナの陽性者8名となり、今日は1校時目で下校させて、明日、明後日と学級閉鎖です。しばらくはコロナ、インフルエンザの学級閉鎖が続くのかな、と思っています。各学校でも引き続き、基本的な感染対策を取るようにお話をしているところです。

私からの報告は以上です。

次に教育部長からお願いします。

齋藤教育部長

資料は2ページから3ページとなります。私からは、2ページ13番、9月6日から28日までの会期で行なわれている令和5年第4回取市議会定例会の関係についてご報告いたします。

はじめに、教育委員会関係の一般質問及び総括質疑です。

お手元に本日、別冊資料として「一般質問通告書・総括質疑通告書」をお配りしておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

9月議会の一般質問であります。8名の議員から33件の質問がありました。そのうち教育長答弁は29件ですが、同じ項目について、市長答弁は4件ありました。

一般質問通告書の2ページをお開き下さい。網掛け部分になります。

菅原和子議員から「熱中症対策について」、

長男良彦議員から、「公民館の職員体制について」、「高館公民館の現状と今後の改築計画について」、

3ページになりますが、荒川洋平議員から「熱中症対策について」、

大久保主計議員から「児童生徒の安全な登下校について」、

4ページ、吉田 良議員から、児童生徒の学力向上について」、

5ページ、齋浩美議員から「発達障害についての課題と求められる取組について」、

6ページ笹森波議員より「教育環境の改善について」、

小野寺美穂議員より、「教員の負担軽減とデジタル教科書の方向性について」、でありました。

次に、総括質疑につきましては、3名の議員から6件の質疑がありましたが、全て市長答弁であります。総括質疑の主な内容は、別冊「総括質疑通告書」をご覧ください。

2ページ板橋美保議員より「市内小中義務教育学校へ設置した防犯カメラの効果について伺う。また、稼働状況をどのように確認してきたか」、

3ページ齋 浩美議員より「情報通信ネットワーク環境整備事業で、市内小中義務教育学校にICT支援員が配置されたが、教員の支援や授業支援などの業務の実績と課題は」について、

4ページ 熊谷克彦議員より、「教育環境の整備として、不登校児童生徒に対し、子どもの心のケアハウスやスクールソーシャルワーカーの活用等を通じて行った取組内容と成果を伺

う」、「家庭・地域の教育力の向上として、学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組内容と成果を伺う」、「文化芸術活動の推進として、文化会館 25 周年記念事業を文化振興財団と連携し、優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するとしていたが、その取組内容と成果を伺う」、及び「市史編さん事業の取組み内容を伺う」でありました。

これらにつきましては、適宜回答しております。答弁内容は通告書の後ろにありますので、後でご覧いただきたいと思っております。

次に、議決事項です。前回の教育委員会定例会におきまして専決処分事項として審議いただきました「令和 5 年度名取市一般会計補正予算(第 5 号)(教育費)」につきましては、原案のとおり可決されております。

また、先ほど教育長より報告がありましたが、「名取市教育委員会委員の任命について」ですが、お手元に配布しております資料のとおり市長から提案がなされ、原案のとおり、「荒井龍弥委員」を任命することについて、議会の同意を得られております。

また、本日専決事務報告(1)でご審議いただきますが、「控訴の提起について」、は原案どおり可決されております。

私からは以上です。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは教育総務課お願いします。

下山次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

黒川理事兼学校教育課長事務取扱

学校教育課から 3 点ご報告します。

2 ページ 7 番、第 1 回いじめ防止対策調査委員会を開催しました。重大事案はありませんので、本市での事例を基に、いじめ防止等のための調査研究を行いました。

17 番、第 1 回社会科副読本編集委員会を行いました。令和 7 年度の発刊に向け、小学校、義務教育学校から 1 名ずつ選出された編集委員が活動をスタートさせました。

3 ページ 32 番、市中学校新人大会が予定通り開催され、熱戦が繰り広げられました。

以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から1点ご報告いたします。

2 ページ 20 番の館腰地区民コミュニティ大運動会についてですが、4 年ぶりの開催となりました。館腰小学校との共催という形ではありませんでしたが、子どもから大人まで大勢の方の参加のもと開催されました。当日は気温が高く中盤で暑さ指数が厳重警戒になったことから、途中で中止となりましたが、運動会恒例の綱引きなどが行われ大変盛り上がり、地域の絆がより一層深まった運動会となりました。

市内の地区民運動会については、今回の館腰地区の運動会が最後で、今年度は那智が丘、高館、館腰の3地区での開催となったところです。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化スポーツ課、市史編さん室お願いします。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事につきまして主なものを2件報告いたします。

1 点目は2 ページ、8 番の「第1 回史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会」についてです。「史跡雷神山古墳保存活用計画」については今年度から来年度にかけて策定する計画となっておりますが、その第1 回の策定委員会を開催いたしました。委員会は考古学、公園整備、都市計画、観光などに関する学識経験者、関係機関や団体の代表者など7名で構成され、委員長には東北大学の藤澤教授が互選により就任されました。今回の委員会では委嘱状交付のほか、計画骨子の説明、現地視察を行いました。

2 点目は同じく2 ページ10 番の「宝くじスポーツフェア ドリームベースボール」についてです。天気にも恵まれ、スポーツ協会をはじめ各種団体、スポーツ推進委員など大勢の皆様のご協力のもとで開催し、熱中症や大きな怪我もなく、盛況のうちに終了できました。午前の部の小中学生野球教室は約230名の参加、午後の部のドリーム・ベースボールと合わせると来場者は全体で約1,500人となりました。

文化・スポーツ課からの報告は以上です。

瀧澤教育長

それでは、報告があった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

洞口委員

先ほどの大運動会の話ですけど、今名取市では3地区だけになっているのでしょうか。減っているということでしょうか。

瀧澤教育長

運動会の現状について、生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

コロナ禍前は、下増田以外の 10 地区で実施していたという経過はあるのですが、コロナになってからは 3 年連続全地区で中止ということで、今年度復活したのが先ほど申し上げた 3 地区だったということです。一応、公運協などにお諮りをして、やるかやらないかというのを決めているという現状なのですが、やはり学校側としては、先生の働き方改革等もあって午前中に終わらせたいという思いや、また、地区のほうでは選手探しが大変になってきているというようなことで、両者ともなかなか復活の一步が踏み出せないというような状況があって中止というような判断がされている状況ですが、教育委員会としてはぜひ、地区民体育大会は絆を深める最大の行事だというふうに認識しておりますので、もう一度、来年度に向けて公運協のほうに諮ってくれというようなお願いをして、今現在、来年度に向けてどういった形でできるか協議をさせていただいているというような現状です。

洞口委員

分かりました。

瀧澤教育長

よろしいでしょうか。そのほかございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に(2)、行事予定について説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書にしまして 4 ページから 6 ページとなります。

私からは特にございませんが、次回の定例会の日程等につきましては、後程の協議の際にお願いしたいと思います。

後は各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

下山次長兼教育総務課長

教育総務課からは、1 点です。

4 ページの 18 番、10 月 10 日に第 1 回通学路安全対策推進会議を行います。この会議は、

市内小中学校、義務教育学校の通学路の安全確保に向けた取組みについて、岩沼警察署、仙台土木事務所などの関係機関が連携し、継続的に推進するため、年 2 回程度、開催するものです。

今回は、今年度、市内小中、義務教育学校から出された交通安全対策要望箇所について、対策検討の実施担当機関の確認や合同点検箇所の選定など協議する予定です。

教育総務課からは以上です。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

黒川理事兼学校教育課長

学校教育課からは 7 点報告します。

4 ページ 10 番です。就学支援委員会の 1 回目を予定しております。今年度より、幼児専門部会、児童生徒専門部会を置き、審議の時間を確保できるようにします。全体会後に 2 つの専門部会に分かれ審議を行います。21 番、11 日の 2 回目は専門部会のみ、46 番、25 日の 3 回目は、全体会にて、専門部会での審議を基に委員全員で慎重に判断を決定します。

14 番、市内小・中・義務教育学校の 1 学期終業式の予定です。

16 番、閑上小中学校説明会を、午前と午後に 1 回ずつ行います。

23 番、市内小・中・義務教育学校の 2 学期始業式の予定です。

5 ページ 33 番です。就学时健康診断が始まります。11 月 30 日の愛島小学校で終了予定です。

35 番、名取市研究主任者会として教育視察研修を実施します。秋田県横手市の横手北小学校、横手北中学校の授業参観、横手市教育委員会の行政説明等を予定しています。

49 番、名取市小学校音楽発表会を文化会館で行います。新型コロナウイルス感染症により 3 年間実施できなかったため、4 年振りの開催となります。

以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

佐藤生涯学習課長

生涯学習課から 2 点ご説明いたします。

1 点目は、5 ページ 27 番、31 番にあります各地区公民館まつりについてです。昨年度は、相互台公民館を除く 10 公民館で開催されましたが、今年度は全公民館で開催が予定されているところであり、10 月中に 2 館、11 月中に 9 館で行われる予定です。

2 点目は、6 ページ 53 番にあります下増田公民館・下増田児童センター開館記念式典についてです。11 月 1 日の開館にあたり 10 月 29 日（日）の 10 時から記念式典を開催するものです。当日は、もちつきやすずめ踊り、市指定文化財の下増田麦搗き踊などのアトラクショ

ンも予定しており、式典終了後には館内を内覧していただくことにしております。参加者は150名を予定しているところであり、教育委員の皆様にもご案内状を送付いたしますのでご出席願います。

生涯学習課からは以上です。

瀧澤教育長

文化スポーツ課市史編さん室願います。

中島文化・スポーツ課長兼市史編さん室長

文化・スポーツ課、市史編さん室担当分の行事予定につきまして、主なものを3点報告いたします。

まず、4ページの7番「令和5年度名取市スポーツ賞顕彰」についてです。10月1日（日）に開催される「名取市市制施行記念式典」の中で表彰を行います。教育委員の皆様にも、本日席次のご案内・次第を机の上にお配りしておりますが、何卒よろしく願います。

なお、大変申し訳ございませんが、前回の定例会でお認めいただいた対象者について、個人の選手の人数を「123名」と説明しておりましたが、再確認したところ、1件、同一人が二重に登録されていたのが分かりました。そのため、個人の選手の人数が「123名」から「122名」となりますことを、お詫びの上、訂正いたします。どうぞよろしく願います。

次に、同じく4ページ19番「第52回市民総合スポーツ祭 健康づくりトータルスポーツ大会」についてです。

昨年、4年ぶりの開催となったスポーツ大会ですが、今年度も開催が決定いたしました。教育委員の皆様にも、例年同様に市民総合スポーツ祭の大会役員としてご就任の願いをしておりますが、何卒よろしく願います。

最後に、5ページ42番の「なとり市民文化祭」についてです。

名取市文化協会では毎年、自主事業として「市民芸術祭」を開催しておりますが、今年が協会創立50周年に当たる年、ということで、市と教育委員会、名取市文化振興財団とも共催で、協会会員以外の方も参加しての「なとり市民文化祭」を開催いたします。

こちらのご案内につきましても、本日、机の上に配布させていただいております。文化協会会長からのご案内ということになっております。どうぞ観覧いただきたいと思っておりますのでよろしく願います。

文化・スポーツ課、市史編さん室の行事予定は以上でございます。

瀧澤教育長

ただいま説明した行事予定等について、ご質疑等があれば願います。

全委員

なし

瀧澤教育長

よろしいでしょうか。教育委員の皆さまにもご案内を差し上げる行事が多くありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

はい、それでは、なければ承認といたします。

次に日程第4 専決事務報告(1)控訴の提起についてに対する意見についてを議題とします。教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(1)ですが、議案書は、先に配付の議案書7ページから10ページになります。本案は、9月6日に招集されました名取市議会定例会に提案された議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年9月4日付けで市長から意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったことから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、9月4日専決し、「異議がない」旨回答したので同条第2項の規定により報告するものであります。

詳しい中身につきましては、お手元1枚もののこちらの資料と、議案書の中身につきまして、9ページの部分から確認を申し上げまして、説明を申し上げます。

まず、1枚ものの資料をご覧いただきたいと思うのですが、本件は、第一審令和4年(ワ)第30973号国家賠償請求事件の判決に対し、不服であるため、東京高等裁判所に、控訴するものであります。議案書9ページ併せて資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

被控訴人、第一審の原告は、元市民であり、令和2年2月14日に自身の市内の中学校在籍中に、中学校で作成された「指導要録及び調査書」の開示を求めたものです。

これに対し、教育委員会は、当初、部分開示決定としましたが、同人、原告からの審査請求を受け、個人情報保護審査会に諮問し、今回の非開示情報について「開示すべき」との答申を受けたことから、令和2年9月29日に非開示処分を取り消し、個人情報の開示を決定しました。その経緯は、資料の3-1「自身の市内中学校在籍中に作成された指導要録の開示請求」の部分をご覧ください。

また、同人、原告になりますが、令和2年11月10日、今度は自身の市内小学校在籍中に、小学校で作成された指導要録及び調査書の開示を求めました。前回同様、教育委員会は、部分開示決定としましたが、同人より審査請求を受けまして、個人情報保護審査会に諮問し、今回の非開示情報について「開示すべき」との答申を受けたことから、令和3年3月23日に非開示処分を取り消し、個人情報の開示を決定しました。

その経緯は、議案資料3-2「自身の市内小学校在籍中に作成された指導要録の開示請求」になります。

この二つの開示決定の対応に、同人は資料の4、「相手方が違法性を主張する内容の趣旨」になりますが、1)としてまして「非開示事由が存在しないにもかかわらず非開示決定①及び②がなされたこと。」、2)、「非開示決定①及び②について理由付記の不備が存在すること。」これは、部分開示決定通知書の非開示理由が「本件条例の第20条第1項5号該当」のみと記載されていたことに対するもので、「本件条例の第20条第1項第5号アないし力のいずれか、

又は柱書に該当するか判然としない。」と主張したものです。

次、3)になります。が、「最初の非開示決定①に関する行政不服審査手続において、審査会長が原告の反論書面を採用しなかったこと。」を主張し、「国家賠償法上の違法性が認められ、これらの行為により精神的苦痛を被ったため慰謝料として10万円、及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めるとともに、訴訟費用を被告の負担とする判決、並びに仮執行の宣言」を令和4年11月4日に裁判所に求めたものであります。

その後の「裁判の経過」につきましては、議案資料1ページ、下段の「6」のとおりですが、令和5年1月19日の第1回口頭弁論から5月22日の第4回の口頭弁論を経て、8月24日に判決がなされたところです。

次に「判決の内容及びその理由の概略」になります。議案書10ページ及び資料2ページ「7 判決の内容」をご覧ください。

判決になりますが、「1 被告(市)は、原告(元市民)に対し、3万円及びこれに対する令和2年11月19日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。」

「2 原告のその余(よ)の請求を棄却する。」

「3 訴訟費用は、これを10分し、その3を被告の負担とし、その余(よ)を原告の負担とする。」と判決されたものです。

「判決理由の概略」につきましては、資料の「8」をご覧ください。

まず、(1)の部分ですが、「原告の主張する違法事由のうち非開示事由が存在しないにもかかわらず非開示決定①及び②がなされたことについては、次のとおり判断し、国家賠償法上の違法性を認めた。」ものになりました。「すなわち、個人情報の開示請求に係る非開示事由を定めた名取市個人情報保護条例第20条1項5号ウ「指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ」とは、単なる抽象的な可能性では足りず、具体的な蓋然性が必要であり、具体的な蓋然性の有無は、個別具体的な記載内容に応じて判断される所、本件で問題となっている各情報についてこの蓋然性は認められず、非開示決定①及び②は違法である。」としたものです。

次に「国家賠償法1条1項の適用上、違法といえるか」につきましては、「本件で問題となっている各情報について、上記具体的な蓋然性が認められないことは記載上明らかであるから、職務上尽くすべき注意義務を尽くしたとは言えず、非開示決定①及び②のいずれも国家賠償法上違法である。」としたものです。

なお、市が主張した「名取市の主張する最高裁判例、平成15年11月11日や他の自治体の答申」については、「本件とは事案が異なることに加えて、判決から年数が経過しており、本件にそのまま妥当するものではない。また、平成9年の宮城県教育長通知についても、年数が経過していることから、現在でも維持されているか明らかとは言えない。それゆえ、最高裁判例、平成15年11月11日、他の自治体の答申、平成9年の宮城県教育長通知を踏まえても、前記の国家賠償法上の違法性に係る判断は覆らない。」としたものです。

次に、(2)になりますが、「原告の主張する違法事由のうち非開示決定①及び②における理由付記の不備については、裁判所は不備を認めず、その主張を排斥。」しております。

これは本件の各開示決定は「小学校、及び中学校の指導要録等にかかるものであることから、本件条例の第 20 条第 1 項第 5 号アないしカののうち、ウであることは明らかであり、そのことは原告においても当然了知し得たものと考えられ、理由付記に不備があるとまでいえない」としたものです。

また、(3)原告の主張する違法事由のうち非開示決定①に関する行政不服審査手続において、審査会会長が原告の反論書面を採用しなかったことについては、「審査手続において定められた提出期限を原告が遵守せず、期限後に提出したことを理由として、本件補足反論書が手続き上考慮されなかったというにすぎず、これによって原告に対し、直接義務を課し又はその権利を制限するものではない」とし不利益処分に該当せず、事実上の行為に過ぎないことから、その主張を排斥、原告の主張には理由がないとした。」ものです。

次、(4)になります。「以上を前提に、原告に生じた損害については、原告には開示を受けた情報を何かに利用する目的がなく、開示の遅れも非開示決定①については約 7 カ月、非開示決定②については約 4 か月に過ぎず、原告が何か具体的な不利益等を被ったとは認められないことから、非開示決定①について 1 万円、非開示決定②について 2 万円の合計 3 万円が相当であると判断した。」ものであります。

続いて、「控訴の趣旨・理由」です。資料の 2 ページ目「9 控訴の理由」をご覧ください。

「市の認識としては、本件で問題となっているいずれの行為も先例(最高裁判例平成 15 年 11 月 11 日)に従った行為であり、国家賠償法上の違法性は認められず、原告の請求には理由がないと考えております。判決におきましては、「職務上尽くすべき注意を尽くしたとは言えず」とありますが、本件、指導要録等の記載事項に係る個人情報の開示決定にあたりましては、「指導要録が、継続的に適切な指導、教育を行うことを目的として作成する文書」、「調査書は、各学校が指導要録に基づいて高校入学者選抜のための資料として作成する文書」であることの「重要な行政文書」であることを十分に踏まえ、宮城県教育長通知、最高裁の判例等の先例及び、当時の名取市個人情報保護条例の条項の規定に基づき、「開示することにより、当該事務もしくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正もしくは円滑な事務の執行に支障が生ずるおそれがある」と総合的に判断し、決定したものでありまして、けっして職務上尽くすべき注意を払っていないことではないものであり、いずれの決定も通常の適正な手続きを踏まえたものであります。これと異なる本判決には不服があるため、上訴し、上級審の判断を得た上で、「今後の市の情報開示に係る取り扱いを整備するために控訴する。」との判断にいたりました。

以上によりまして、議案書 10 ページの「7 控訴の趣旨」になりますが、

- (1) 原判決を取り消し、
 - (2) 被控訴人の請求を棄却、
 - (3) 訴訟費用は第 1 審、第 2 審を通じ、被控訴人の負担、
- の判決を求めるものであります。

なお、控訴の手続きにあたりましては、判決文の受領から二週間以内に控訴状を東京高等裁判所に提出する必要があります。今回の判決文につきましては、8 月 28 日に受領したことから、9 月 11 日が控訴期限となり、その間に地方自治法 96 条第 1 項第 12 号の規定による

議決を要するために、9月6日の市議会開会日に追加議案として提案し、原案可決されております。

長くなりましたが、説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

瀧澤教育長

それではここで暫時休憩とします。

午後4:09 休憩

午後4:17 再開

再開します。

それではただいま説明があった内容について、ご質疑等はないでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(1)については、報告どおり承認したいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告、(1)控訴の提起についてに対する意見については、報告どおり承認といたします。

次に、専決事務報告(2)、情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等についてを議題といたします。

教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(2)ですが、議案書は本日配付の追加議案書2ページから3ページになります。そのほか、別冊で配布しております専決事務報告(2)資料となります。

本件につきましては、名取市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、令和5年9月7日付けで市内の個人から、「1 館腰公民館の児童センター側への移転計画に伴う用地測量費、不動産鑑定評価費の支払がなされたことが判かる書類。2 現時点で上記計画について、上記2つの費用のほか、契約の締結、支出負担された全ての書類」について開示請求がありました

た。

請求された行政文書には、同条例第 10 条に規定する非開示情報が含まれていることから「部分開示」とし、同条例第 8 条第 1 項において、「開示請求のあった日から起算して 15 日以内に開示決定等を行わなければならない」とされていることから、名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、9 月 21 日専決をし、部分開示決定を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

行政文書の内容につきましては、3 ページのですね、行政文書の内容という部分で、先ほど申し上げた中身の概要ということで、①としまして館腰公民館移転改築費用、用地測量、補償調査業務にかかる請求書、また、支出命令書を公開しております。

②につきましても不動産鑑定評価に関わる請求書、命令書ということで、その中身につきましてはこちらの資料にありますので、御確認いただきたいと思います

瀧澤教育長

それではここで暫時休憩とします。

午後 4:20 休憩

午後 4:22 再開

再開します。

それではただいま説明があった内容について、ご質疑等があればお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ専決事務報告(2)については、報告どおり承認したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議なしと認め、専決事務報告(2) 情報公開制度に伴う行政文書の開示決定等については、報告どおり承認といたします。

本日の議案は、以上となります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 4 時 23 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 10 月 26 日

署名委員 浅野 かおる

署名委員 長澤 裕司